平成２２年（フ）第３０２３号
札幌市豊平区平岸７条12丁目１番39号　高台病院
債務者　齊藤　鶴夫
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０７４号
札幌市中央区宮の森２条９丁目２番23号　宮の森２条マンション１－Ｄ号
債務者　松下　和夫
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０２号
福島県会津若松市一箕町大字八幡字中島38番地の７　シティハイツ飯盛102号、前住所福島県大沼郡会津美里町字瀬戸屋前2238番地
債務者　馬場美也子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第５１７号
群馬県前橋市駒形町字宮前774番地２　小森ハイツ１－３、住民票上の住所群馬県前橋市力丸町58番地１
債務者　角田　真一
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５３０号
群馬県前橋市上新田町917番地　トゥエスポワールＢ―207号
債務者　國分　建一
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２７９号
群馬県藤岡市金井285番地
債務者　中澤　賢一
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２８９号
群馬県富岡市上高瀬848番地１
債務者　尾池　　充
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２９０号
群馬県富岡市上高瀬848番地１
債務者　尾池由美子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１２５０号
千葉市稲毛区あやめ台１番11棟103号
債務者　秋庭　美重
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２７４号
千葉県八千代市島田台1248番地
債務者　佐藤　文重
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５４９号
新潟市江南区二本木４丁目９番24号、前住所新潟市江南区横越川根町５丁目３番３号
債務者　齋藤　一男
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４３号
静岡県伊東市馬場町１丁目３番13号
債務者　太田　正臣
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４３５号
愛知県一宮市大和町北高井字四辻32番地　ドミール大和202号室、住民票上の住所愛知県一宮市三条字郷東藤８番地　グランツモリ503号
債務者　大宮　千鶴
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１０３号
三重県度会郡大紀町阿曽2197番地３
債務者　奥居　純子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１０６号
三重県多気郡明和町大字斎宮908番地９
債務者　杉浦　文章
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１４１０号
京都市南区吉祥院這登中町34―２　ヤサカ交通社宅206、住民票上の住所福井県敦賀市桜町４番19―202号
債務者　藤本　忠宣
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２６号
京都市上京区椹木町通黒門東入中御門横町573番地　ドミール黒門101号
債務者　岡本　啓子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係